

令和4年度 みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金 (再生可能エネルギー等設備導入事業)

宮城県では、再生可能エネルギー等設備を積極的に導入される事業者様を支援いたします。

工場、倉庫、店舗、事務所など、県内の事業所に再生可能エネルギー等設備を導入する民間事業者等の、令和5年2月28日までに事業が完了する設備導入にかかる費用の一部を助成いたします。

1 補助対象 令和4年度内に完了する事業が対象

- ◆**対象設備**：宮城県内の事業所に設置される、再生可能エネルギー等システム。詳細は裏面のとおり。
- ◆**対象規模**：裏面の対象設備一覧のとおり
- ◆**対象者**：県内に事業所を有する（予定を含む）法人等（市町村、一部事務組合、国立大学、地方3公社、地方独立行政法人等を除く）、県内の住所地、居住地又は事業所の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者。ただし、全ての県税に未納がないこと、過去3年間に環境保全に関する法令に基づく処罰や命令その他不利益処分を受けていない事業者等に限る。
- ◆**対象経費**：設計費 機械装置の設計費、システム設計費など（基本設計費は対象外）
 設備費 機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変・蓄電設備及びこれらに付帯する設備の購入、製造（改造を含む）、据付、輸送、保管に要する費用（土地の取得費用及び賃借料、動産保険等は対象外）
 工事費 補助事業の実施に直接必要な工事に要する経費（建屋の建設費、既設構築物の撤去費、土地造成等の工事費は、原則として対象外）
 その他経費 管理費等、補助事業を行うために直接必要なその他の経費（電力の工事負担金は対象外）

2 補助率

- 〈エネルギー自立促進枠〉※ZEB、RE100等、SBTに取り組むための設備導入が申請対象となります
 補助率 1/2以内
 〈一般枠〉
 ①の対象設備（自家消費）1/3以内
 ②～⑫の対象設備を導入する場合 1/2以内

3 補助限度額

- 〈エネルギー自立促進枠〉
 自家消費：20,000千円 ※余剰電力の売電は、発電電力量の5割未満まで可
 〈一般枠〉
 自家消費：20,000千円 ※余剰電力の売電は、発電電力量の5割未満まで可
 売電：10,000千円 ※①の設備は補助対象外
 対象設備と併せて蓄電池を導入する場合、蓄電池を含めて上記の補助限度額とします。
 ※国等の補助金と併用して申請する場合、すべての補助金の合計が補助対象経費の2/3を超えることはできません。なお、県が実施する他の補助事業（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金等を除く）との併用はできません。
 ※省エネ再エネ高度化投資促進税制との併用はできません。（所轄の税務署に必ず問い合わせてください。）

4 受付期間

令和4年3月31日（木）から令和4年5月31日（火）まで

5 審査・交付決定

事業の先導性・波及効果や環境負荷低減効果等について、庁内審査委員会で総合的に評価を行います。

詳しくは 宮城県 環境生活部 環境政策課 環境産業振興班 まで
 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(宮城県庁行政庁舎13階)
 電話 022-211-2664 FAX 022-211-2669
 URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r3miyagico2.html>

補助設備・規模及び特記事項

種類	規模要件
①太陽光発電	●1地点当たりの出力10kW以上。ただし、同時に施工する1件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が10kW以上で、かつ、1地点当たりの平均出力が4kW以上（個人事業主の自宅兼事業所の場合は、事業所用途部分のみでその電力が使用されていることが条件となる。） ※過積載率140%を超える分のモジュールは補助対象外
②風力発電	●1地点当たりの出力10kW以上20kW未満
③バイオマス発電	●発電出力5kW以上1,000kW未満 ●地域内で発生するバイオマスの依存率60%以上
④水力発電	●発電出力1,000kW以下（システムの定格出力でkW単位の小数点以下切捨）
⑤地熱発電	●バイナリーサイクル発電方式に限る
⑥太陽熱利用	●集熱器総面積10㎡以上
⑦温度差エネルギー利用	●熱供給能力0.1 GJ/h(0.02 Gcal/h)以上 ●温度差エネルギー依存率40%以上
⑧バイオマス熱利用	●バイオマスから得られ、利用される熱量0.2GJ/h(0.047Gcal/h)以上 ●地域内で発生するバイオマスの依存率60%以上
⑨雪氷熱利用	●冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備
⑩地中熱利用	●暖気・冷気、温水・冷水又は不凍液の流量を調節する機能を有する設備 ●ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力又は加熱能力が10kW以上
⑪ガスコージェネレーション	●発電出力5kW以上
⑫燃料電池	●発電出力3kW以上
①～⑤の対象システムと併せて導入する蓄電池	●対象システムを設置する敷地内の土地又は建物に容易に取り外すことができない状態で固定され、かつ、当該対象システムから供給される電力を蓄電するもの ●併設することにより、再生可能エネルギーの有効な活用に資すると認められるもの ●導入する新エネルギー発電設備の出力の同等以下
種類	特記事項
太陽光発電	●太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJIS等に基づく試験成績表の実測値の合計値（申請時は公称最大出力の合計値）とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下切捨てとする。
バイオマス発電 バイオマス熱利用	●バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。 ●紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し発電や熱利用に利用するケースについては、既に事業化が十分に進んでいることから、対象としない。 ●副燃料として石油起源の燃料を常時使用（※）することを前提とするものは対象としない。 ※常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃料設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合には、常時使用に該当しない。 ●本事業に係るバイオマスの原料調達の見通しが、設備稼働後最低15年間あること。 ●バイオマス依存率は、 $[(U \times V) / \{(U \times V) + (W \times X)\}] \times 100$ とする。 U：バイオマス使用量（Nm ³ /h又はkg/h） V：バイオマス低位発熱量（MJ/Nm ³ 又はMJ/kg） W：バイオマス以外の混焼燃料利用量（Nm ³ /h又はkg/h） X：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量（MJ/Nm ³ 又はMJ/kg）
太陽熱利用	●補助対象となる太陽集熱器は、JISA4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するもの。 ●集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、㎡単位の小数点以下切捨
温度差エネルギー利用	●温度差エネルギー利用とは、海水、河川水、下水等の水を熱源として、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用する場合を指すもの ●温度差エネルギー依存率とは、 $(A/B) \times 100$ とする。 A：温度差エネルギーによる年間エネルギー供給量、B：年間熱負荷（供給計画上の年間熱供給量）
雪氷熱利用	●雪氷熱利用とは、雪または氷（冷凍機を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用することをいう。
地中熱利用	●地中熱利用とは、昼夜間または季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用することをいう。
ガスコージェネレーション	●ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備における地域熱供給事業とは、熱供給事業法上の熱供給事業に該当するものをいう。また、特定電気事業については、当該熱供給事業と併せて特定電気事業を行うものをいう。 ●ガスコージェネレーション活用型エネルギー供給設備の設備能力については、システム全体の設備能力をいう。